



小畠 裕司 議員

道の駅のさらなる発展と 施設整備の充実を

問 環境の町を基本に置く大木町道の駅に環境への1つの取り組みとして電気自動車用スタンドの設置が必要ではないか。

町長 電気自動車は、ガソリンなどを燃料とする内燃機関の自動車に比べて、走行中には大気汚染物質を排出しない、特に温暖化の原因となる二酸化炭素の発生量は4分の1以下に削減されると聞いており、エネルギー効率が数倍高く、燃料代が大幅に安いなどすぐれた面が多く、地球温暖化対策が待たないの現状では、今後急速に普及するものと思われる。

環境の町を目指す本町の道の駅に電気自動車充電スタンドをつくるという提案は、とても魅力的であり、ぜひ検討していただきたい。充電スタンドは周辺地域では、自動車販売店やコンビニ、JR久留米駅などに設置されている。道の駅に充電スタンドを設置することで、環境対策として効果的な電気自動車の普及に貢献でき、さら



環境にやさしい電気自動車の普及を促進し、低炭素社会の実現を目指します。

に、太陽光やバイオマス発電の電力を活用できれば、二酸化炭素発生ゼロステーションにすることも可能になる。

なお、充電スタンド設置には200万円程度の費用がかかると思われるので、設置可能性の調査や補助事業などの検討を直ちに担当課に指示したい。

問 「もったいない宣言」を実行している1つの施策「リユースプラザ」を道の駅周辺に拡張すれば、

もっと町民や町外に対してアピールでき不用品が必要品にかわるのではないか。

環境課長 まだ町民の皆さんに十分浸透しているとはいえず、宣伝して利用を呼びかけていく必要がある。

また、提供していただくものは順調に増えているが、販売が追いつかず、販売のための展示スペースや保管場所が不足している。リユース事業の今後の展開については検討が必要であり、道の駅を活用することで、たくさんの方にこの事業を知ってもらい、利用してもらうことができる。

しかし、リユースプラザにくるの運営の考え方は、町内でごみになるものを、不要な人から必要な人へ橋渡しをすることで、ごみの発生を減らすことで、商品として町外に広く販売をすることでない。また、道の駅で販売するには、販売施設の確保、運営が伴う。これらのことを整理して検討する必要がある。

問 くるるんや道の駅など地産地消のモデルタウン事業など、単位当たりの開発やおのこの運営方法、建物の使用方法などは非常に進んでいるが、4・42通りのバイパスを含め、もっと広い範囲で街並みや景観及び施設整備など含め今後の開発構想があれば伺いたい。

町長 くるるん周辺の個々の問題だけではなく、もう少し連携した取り組みの中で、開発、促進に向けての検討が必要ではある。

今、くるるんの2期事業で、道の駅関係の整備をすることができた。今後、整備したものを中心として第3期の事業として、いかに活性化していくかが本当に大切な時期に来たのではないかと。

現在、くるるんプロジェクトの調査事業に入っている。きちんとモニタリングをやり、その中から改善策も出てくる。

今回の3期事業に向けては、調査検討しているが、法人の明

は、道路中心線及びセットバックラインに違いが出てくる。建築基準法では「国民の生命、健康及び財産の保護を図り」とある。今年度6月の定例議会一般質問回答より、セットバック対象道路及び対象と思われる道路に関してセットバックをする必要がある旨の指導をしているとの答弁がなされた。町道に

関しては、町の所有及び管理下である。道路の幅員は、当

然町で決定されるもので、近隣市町村では、建築基準法42条、2項道路の申請及び立ち会いは申請者側のみ申請で対岸側の地権者等は行政側で調整を行い、立ち会いをやっている。

資料③の道路も資料①と同じ条件で、対岸側の方がもし官民境界を申請され境界と思われるラインがずれれば、道路の中心もずれてしまう。申請者側で決めてしま

た結果、セットバック後、道路幅員が3.85メートルしか取れない状況になる。

このようなことが起こらないよう、いち早く大木町でも、セットバックラインに違いがないよう立ち会いの方法を検討すべきではないか。今後、立ち会い方法を変更されるのであれば、施行日等いつになるのか、どのような手段で行うのか伺う。

確化とあわせて、運営上はどういった特色を持たせるか、周辺農地を含めてもう少し広い範囲で活性化に向けての協議をしていきたい。

問 官民境界立会について具体的に説明を。

調査研究の段階だが、まだまだたくさんビジネスのチャンス、可能性があると考えている。6次産業化を含めて、いかに地域経済を活性化するか新しい特色あるものづくりを総合的に検討したい。

建設水道課長

境界不明のため、ブロック塀の設置、分筆測量、土地売買及び土地の開発のための境界立会が主なものである。

立会人については、関係者が申請人の場合、申請者・地元区長・測量を行った専門の測量業者、及び町職員が立ち会いを行う。また、関係者が数人の場合、測量を行う際に隣接する境界を立ち会いをする必要がある場合には、申請の段階で隣接する地権者と連名で申

